

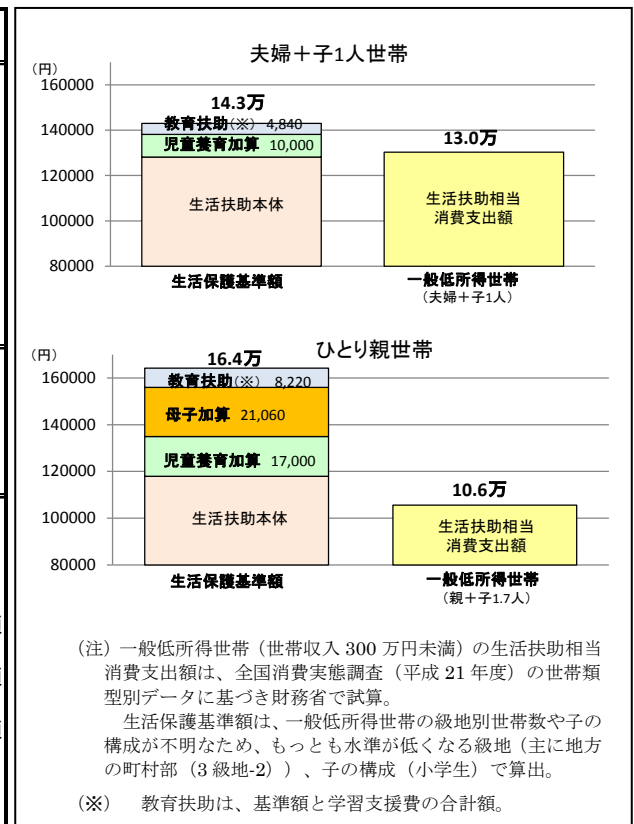
総 括 調 査 票

事案名	(28)生活保護費負担金 (子を有する世帯及び母子世帯への給付)	調査対象 予 算 額	平成 25 年度：927,407 百万円の内数 平成 26 年度：939,770 百万円の内数				
所管	厚生労働省	組織	厚生労働本省	会計	一般会計	調査区分 取りまとめ財務局	共同調査 (東北財務局)

①調査事案の概要

- 生活保護制度において、子を有する世帯に対しては通常的生活費に加え「児童養育加算」「教育扶助」「高等学校等就学費」が支給され、母子家庭に対してはそれらに加え「母子加算」が支給される。
- 各種加算・扶助を加えた有子世帯の生活保護水準は、低所得の一般有子世帯の消費水準を上回っている。
- 交付先：都道府県、政令市、中核市、一般市及び福祉事務所設置町村 負担割合：国 3/4、地方自治体 1/4

	母子加算	児童養育加算	教育扶助	高等学校等就学費
趣旨	一方の配偶者が欠ける状況にある者が、児童を養育しなければならないことに伴う特別な需要に対応するもの	児童手当が支給される一般世帯との不均衡が生じないよう、生活保護基準で保障する最低生活においても加算を設け、児童の教育文化的経費、健全なレクリエーション経費等の特別需要に対応するもの	義務教育に伴い必要となる費用について給付を実施 平成21年度には、貧困世帯に属する子供の増加という「子供の貧困」「貧困の連鎖」が社会問題化したことも踏まえ、学習支援費を創設	高等学校等への就学に伴い必要となる経費について給付を実施 生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、平成17年度に創設 平成21年度には、貧困世帯に属する子供の増加という「子供の貧困」「貧困の連鎖」が社会問題化したことも踏まえ、学習支援費を創設
対象者	父母の一方もしくは両方が欠けているか、これに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童を養育しなければならない場合の児童を養育する者	中学校修了までの児童を養育する者	小学生・中学生の児童を養育する者	高等学校等に就学する児童を養育する者
基準額	在宅者 1級地 23,170円 2級地 21,560円 3級地 19,940円 入院・入所 19,310円	児童手当と同額 第1子及び第2子 3歳未満 15,000円 3歳以上 10,000円 第3子以降 小学校修了前 15,000円 中学生 10,000円	基準額 小学校 2,210円 中学校 4,290円 学級費等 小学校 700円以内 中学校 790円以内 教材代 実費支給 学校給食費 実費支給 校外活動 参加費 実費支給 通学交通費 実費支給 学習支援費 小学校 2,630円 中学校 4,450円	基準額 5,450円 学級費等 1,960円以内 教材代 実費支給 授業料 公立高等学校 授業料相当額 入学料 公立高等学校 入学料相当額 入学審査料 公立高等学校 入学審査料相当額 通学交通費 実費支給 入学準備金 63,200円以内 学習支援費 5,150円



総 括 調 査 票

事案名 (28)生活保護費負担金（子を有する世帯及び母子世帯への給付）

②調査の視点

(1) 母子加算

母子加算の必要性等についての検証。また、親の就労の有無や子供の年齢に関係無く一定額を支給する現在の制度の妥当性を検証。

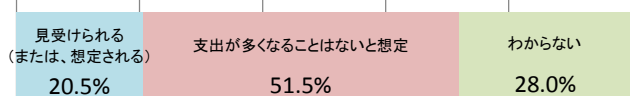
③調査結果及びその分析

(1) 母子加算

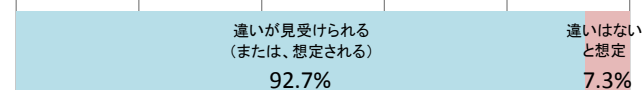
母子加算は、二人親世帯と比較して、ひとり親世帯（父子家庭も含む）の特別な需要に対応するものであるが、その特別な需要が何であるかは明らかではない。また、加算額は、ひとり親の就労状態や、子供の成長段階に関係無く一定額となっているが、それらの違いが、ひとり親世帯の特別な需要に影響を与えるかどうかは必ずしも明らかではない。

そのため、二人親の生活保護世帯と比べ、ひとり親の生活保護世帯の場合に、ひとり親であることが原因で、やむを得ず、支出が多くなる事例があるか（問1）、また、支出が多くなる場合、ひとり親の就労状態や子供の成長段階で違いが見られるか（問2、問3）について調査を行った。

問1 ひとり親であることが原因で、やむを得ず家計の支出が多くなってしま事例が見受けられますか。



問2 ひとり親が就労している場合と、就労していない場合を比べた場合、家計の支出が多くなってしま事例の違いがみられますか。



問3 子供の成長段階によって、家計の支出が多くなってしま事例の違いがみられますか。



全調査先（200）のうち、51.5%（103）の自治体が、「支出が多くなることはない想定」と回答した。また、あわせて母子加算等について様式自由の意見を提出してもらったところ、提出のあった自治体のうち、多くの自治体から、母子加算を含む有子世帯の加算・扶助により最低生活費が高くなるのが就労・自立の妨げになっている事例が見受けられる等、母子加算による弊害を問題視する意見が多数提出された。

他方、20.5%（41）の自治体が「支出が多くなる事例が見受けられる（または、想定される）」と回答しているが、そのうち、92.7%（38）の自治体が、ひとり親の就労状態によって、また、58.5%（24）の自治体が、子供の成長段階の違いによって、「支出の違いが見受けられる（または、想定される）」と回答した。

ひとり親の就労状態による支出の違いについて具体的な支出内容や理由についても調査したところ、違いがあると答えた38の自治体のうち、大宗の32自治体が、ひとり親が就労している場合に限り支出が多くなると回答している。なお、具体的な支出項目等についての詳細は下表の通り。

また、子供の成長段階による支出の違いについても同様に調査したところ、子供の成長に伴い、食料費や保育費等が不要になるという趣旨の回答が大宗であった。

支出項目	具体的な内容・理由	自治体数
食料	ひとり親が就労している場合、子どもの夕食が用意できないため、やむを得ず、自炊より割高となる外食やお弁当の購入等に対応	28
保育・サービス料	ひとり親が休日に就労している場合の休日保育の利用や、子どもが急に病気になった際の一時託児サービスの利用等	6
交通・通信費	ひとり親が就労している場合、子どもを留守番させることになるため、連絡手段として子どもに携帯を持たせる必要がある等	2
その他	ゲーム機(1)、習い事(1)、被服費(1)、クリーニング(1) 他	

④今後の改善点・検討の方向性

(1) 母子加算

今回の調査結果を踏まえ、ひとり親の就労状態や、子供の成長段階に関係なく一定額を支給する現行の仕組みを早急に見直すべきである。特に、今回調査した自治体の過半数が、二人親世帯に比べ、ひとり親世帯に特別な需要があると考えていないことや、特別な需要があると考えている自治体においても、ほとんどがひとり親が就労している場合に限定されると考えていること、また、そもそも、生活扶助で最低生活費が保障されているなか、就労していないひとり親世帯に対してまでも母子加算を支給する理由は乏しいと考えられること等を踏まえれば、支給の対象を就労している場合に限定する方向で見直しを検討すべきである。また、その際、現行の加算額についても、ひとり親が就労している場合に限り生じる特別な需要を踏まえ、見直すべきである。

また、母子加算を含む有子世帯の加算・扶助が就労意欲を低下させ、自立の妨げになっているという意見が多数自治体から提出されたことを踏まえ、母子加算等が就労行動に与える影響についても検証すべきである。

現在、生活困窮者自立支援や子供の貧困の連鎖防止のための保護者の就労支援の強化など、就労・自立に向けた支援が強化されるなか、生活保護制度に、就労意欲を低下させる仕組みが温存されていないか検証し、適正な見直しを行うことは、これらの就労・自立に向けた支援が有効に機能するためにも必要不可欠である。

総 括 調 査 票

事案名 (28)生活保護費負担金（子を有する世帯及び母子世帯への給付）

②調査の視点

(2) 児童養育加算
児童養育加算の必要性等についての検証。

(3) 教育扶助・高等学校等就学費（基準額・学習支援費）

教育扶助・高等学校等就学費の「基準額」や「学習支援費」は本来の目的通り適切に使われているか。

調査の概要

【予算執行調査】

日頃から生活保護世帯の生活実態を見ている地方公共団体（200団体）に対するアンケート調査

【社会保障生計調査】

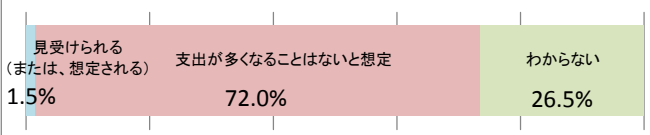
厚生労働省が福祉事務所を通じ、全国の生活保護世帯（1,110世帯）の生活実態（家計簿）を調査。毎年実施。

③調査結果及びその分析

(2) 児童養育加算

生活扶助費によって、子供の最低生活費が保障されているなか、児童養育加算が必要とされるには、一般の低所得の有子世帯と比べ、生活保護を受けている有子世帯に、児童養育加算の趣旨である児童の教養文化的経費、健全なレクリエーション費等の経費の上乗せが特別に必要であることが示される必要がある。そこで、そのような支出がやむを得ず多くなる事例があるかについて調査を行った。

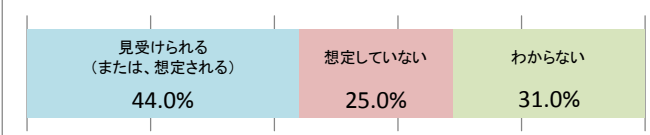
問 児童の教養文化的経費、健全育成に資するためのレクリエーション等の経費に対する支出が、生活保護を受けていない低所得の有子世帯と比べ、やむを得ず多くなる事例は見受けられるか。



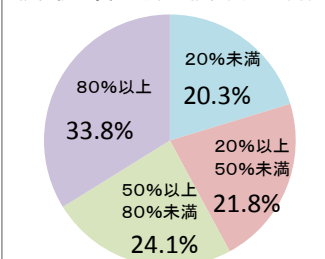
(3) 教育扶助・高等学校等就学費（基準額・学習支援費）

教育扶助・高等学校等就学費の「基準額」、「学習支援費」は、使途が限定されておらず、有子世帯に一律に支給されている。そこで、本来の目的に充てられず、生活費等の別の用途に使われる事例があるか調査を行った。

問 教育扶助・高等学校等就学費の「基準額」「学習支援費」は、使途が限定されていないため、生活費等の別の用途に使われてしまう恐れもあるが、実際に教育費以外に使われている事例は見受けられるか。



教育扶助費に対する教育支出の割合



資料：平成23年度社会保障生計調査(特別集計)

全調査先（200）のうち 72%（144）の自治体が、「支出が多くなることはないと思定」と回答した。その中には、加算があることで、一般の低所得の有子世帯の世帯収入以上の最低生活費になることにより、就労意欲の低下につながり自立を阻害している事例があると思われるという回答をする自治体も存在した。

全調査先（200）のうち 44%（88）の自治体が別の用途に使われている事例が「見受けられる(想定される)」と回答した。具体的には、30の自治体から、実際に学校に納付すべき費用が滞納され、生活費等に流用されている事例を把握しているとの回答があったほか、世帯訪問等により、ドリルや学習帳等を購入している実態がない事例を把握しているという回答があった。

また、上記の調査結果を検証するため、社会保障生計調査を用い、子が小・中学生の有子世帯を対象に教育扶助と教育費の関係を調査したところ、教育費支出の実績が教育扶助費の20%未満に止まる世帯が2割程度存在していた。

これらの調査の結果、教育扶助・高等学校等就学費が生活費等に流用され、実質的に「生活扶助」化しているおそれがある実態が明らかとなった。自治体からは、教育扶助や高等学校等就学費が生活扶助とともに支給されるため、そもそも教育にあてるものだという意識が低い、また、理解が乏しい受給者が見受けられるとの指摘もあった。現状のままでは、実質的に生活扶助費の上乗せが行われているのに近い状態となっており、一般低所得世帯との均衡の観点からも問題である。

④今後の改善点・検討の方向性

(2) 児童養育加算

一般の低所得の有子世帯と比べ、生活保護を受けている有子世帯に対して、特別に措置しなければならない理由は乏しいと考えられるため、少なくとも、生活扶助費と児童養育加算を加えた水準について、一般低所得世帯の消費支出額（生活扶助相当）との均衡を図るよう、調整すべきである。

(3) 教育扶助・高等学校等就学費（基準額・学習支援費）

子供の貧困の連鎖防止のためにも、教育扶助・高等学校等就学費が、確実に本来の目的に充てられるようにする必要がある。有子世帯であれば、使途を限定せず一律に定額を支給するという現行の仕組みを改め、生活扶助との役割分担を見直すとともに、支給対象を明確化し、使途を限定したうえで、実費支給（可能なものは現物支給）とするよう支給方法の見直しを早急に検討すべきである。また、学校に納付すべきものは、自治体による直接代理納付を原則とすること等も合わせて検討すべきである。